

# 大阪市における虐待にかかる通告等の状況及び虐待防止への取組み状況（平成28年度）について（概要）

「大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例」の第14条に基づき、本市における虐待に係る通告等の状況及び虐待防止への取組みの状況を公表する。

大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例(平成22年大阪市条例第81号)

(虐待の状況等の公表)

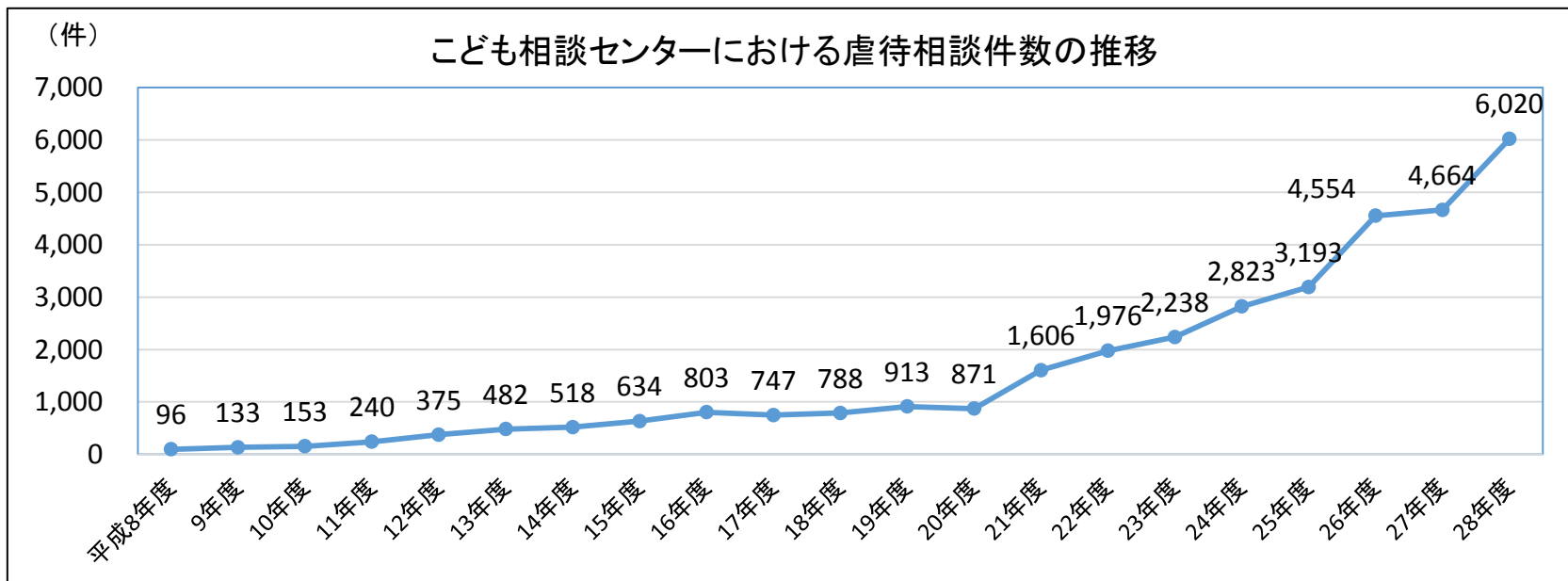
第14条 市長は、毎年度、本市における虐待に係る通告等の状況及び虐待防止への取組みの状況を公表しなければならない。

## 1 虐待にかかる通告等の状況の概要【詳細は資料5-2参照】

### (1) こども相談センター

#### ○虐待相談件数

・こども相談センターにおける平成28年度の虐待相談件数は、対前年度比129%（1,356件の増加）



## ○児童虐待相談の経路

・虐待相談の経路は、警察等からの相談の割合が最も多く、約55%を占めている。

家族親族	近隣知人	児童本人	旧福祉事務所	児童委員	旧保健センター	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	総数
682	516	65	301	8	14	105	85	3,333	655	256	6,020
11.3%	8.6%	1.1%	5.0%	0.1%	0.2%	1.7%	1.4%	55.4%	10.9%	4.3%	100%

## ○被虐待児の相談種別

・平成28年度にこども相談センターに寄せられた虐待相談の種別は、心理的虐待が最も多く、58%を占めている。

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
1,506	55	3,489	970	6,020
25.0%	0.9%	58.0%	16.1%	100%

### ≪虐待の種別≫

- ・身体的虐待: 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ・性的虐待: 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- ・心理的虐待: 児童に著しい暴言や拒否的な対応をするなど、心理的外傷を与えるような行為。子どもの目の前で配偶者(内縁関係も含む)に対する暴力が行われることも含まれる。
- ・保護の怠慢・拒否(ネグレクト): 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置。

## (2)区保健福祉センター

### ○虐待相談件数

・区保健福祉センターにおける虐待相談件数は増加傾向にあり、平成28年度は対前年度比111.3%(541件の増)

平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
2,852	3,594	4,282	4,801	5,342

### ○虐待相談の経路

・虐待相談の経路は、児童相談所が最も多く約22%、次いで警察等が多く約21%となっている。

都道府県・指定都市 ・中核市				市町村			児童福祉施設 ・指定医療機関			認定こども園	警察等	保健所及び 医療機関		学校等			里親	(通告の 仲介含む) 児童委員	家族・ 親戚	近隣・ 知人	児童本 人	その他	計
児童 相談所	福祉 事務所	保健 センタ ー	その他	福祉 事務所	保健 センタ ー	その他	保育 所	児童 福祉 施設	指定 医療 機関			保健 所	医療 機関	幼稚 園	学 校	教育 委員 会							
1,199	906	408	69	139	27	27	348	28	5	2	1,095	18	76	12	435	4	0	6	362	81	10	85	5,342
22.4%	17.0%	7.6%	1.3%	2.6%	0.5%	0.5%	6.5%	0.5%	0.1%	0.1%	20.5%	0.3%	1.4%	0.2%	8.2%	0.1%	—	0.1%	6.8%	1.5%	0.2%	1.6%	100%

### ○被虐待児の相談種別

・被虐待児の相談種別は、ネグレクトが最も多く約41%、次いで心理的虐待が約37%となっている。

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
1,149	47	1,960	2,186	5,342
21.5%	0.9%	36.7%	40.9%	100%

## 2 平成28年度 虐待防止への取組み状況【詳細は資料1-2のp16～p33を参照】

「大阪市子ども・子育て支援計画」の基本施策2(安心して子どもを生み、育てられるよう支援する仕組みを充実します)及び基本施策3(子ども・青少年家庭のセーフティネットを確立します)に位置づく取組の実施状況の報告をもって、「大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例」第14条における、虐待防止への取組状況の公表とする。

### 子ども・子育て支援計画の構成

#### 《基本施策》

子ども・青少年の  
「生きる力」を育成します

- (1)社会の中で自立して生きる基盤となる力の育成
- (2)次代を担い、生涯をいきいきと生きる力の育成

安心して子どもを生み、  
育てられるよう支援する  
仕組みを充実します

- (1)安心して子どもを生むことができる仕組みの充実
- (2)身近な地域における子育て家庭への支援の充実
- (3)多様なライフスタイルで子育てできる仕組みの充実

子ども・青少年や子育て  
家庭のセーフティネットを  
確立します

- (1)子どもや青少年が抱える課題を解決する仕組みの充実
- (2)虐待の被害から子どもや青少年を守る仕組みの充実
- (3)保護を要する子どもや青少年の養育環境の充実

子ども・青少年や子育て家庭  
が安全・安心で快適に暮らせ  
るまちづくりを進めます

- (1)子ども・青少年や子育て家庭にとって快適な生活環境の整備
- (2)子ども・青少年や子育て家庭の安全・安心な暮らしの確保
- (3)子ども・青少年や子育て家庭を支援する地域づくりの推進

#### 《施策目標》

虐待防止  
への取組